

建設業における社会保険等の加入促進について

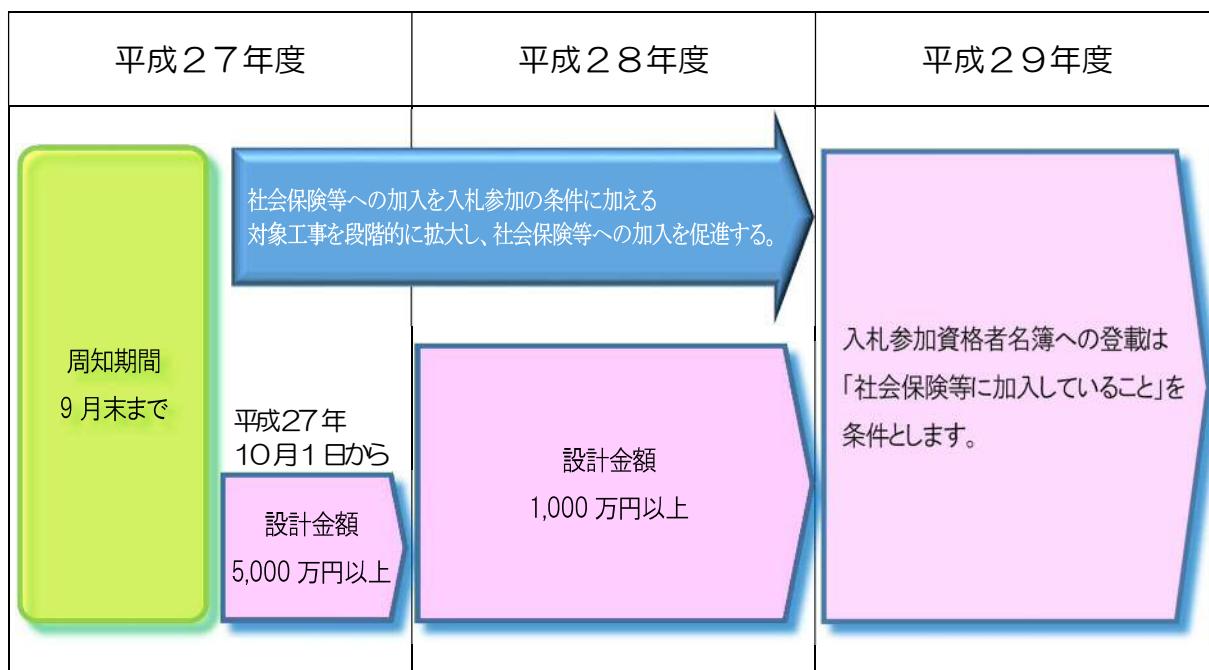
1 入札参加条件の追加

平成27年10月1日から、建設工事の一般競争入札における入札参加条件に「社会保険等に参加していること」を追加します。

- 平成27年度は4月から9月末まで周知期間とします。
- 平成27年10月から、設計金額5,000万円以上の工事が対象です。
- 平成28年度以降は下図のとおり対象工事を段階的に拡大します。

2 入札参加資格者名簿への登載

平成29年度以降の入札参加資格者名簿への登載は、「社会保険等に参加していること」を条件とします。



※ 「社会保険等」とは健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいう。

※ 「社会保険等への加入」確認は、法令の規定により社会保険等に参加すべきものが適正に参加しているか否かを確認します。また、法令の規定により加入が適用除外となっている場合には、その適用除外が適正か否かを確認します。

※ 「社会保険等への加入」確認は、原則として「経営事項審査結果通知書」で確認します。

ただし、同通知書の審査基準日後に参加し保険料を納めている場合には、**別表の確認資料**で確認します。